特定非営利活動法人

ＡＣＴ・人とまちづくり

第 10 回総会議案書

日時：２０２３年６月 10 日（土）

第一部　１３：３０～１４：３０　基調講演

第二部　１４：４５～１６：００　総会

場所：生活クラブ館スペース１・２

第一部　基調講演

「ごちゃまぜ福祉

～交流・居場所　ごちゃまぜの拠点から人もまちも元気に～」

講師：堀田　直揮さん

〔 青年海外協力協会（JOCA）　〕

第二部　総会

第 10 回総会　次第

１．開会

２．理事長挨拶

３．資格審査

４．議長選出、書記任命

５．議事録署名人選出

６．議事審議

第１号議案　事業報告・決算、剰余金承認
第２号議案　事業方針・計画、予算の決定
第３号議案　借入金限度額決定について
第４号議案　議案決議効力発生について

７．書記、議長解任

８．閉会挨拶

はじめに　　理事長　香丸眞理子

コロナ後の感染症対策に向けて・戦争のない平和を願い
地域密着の小規模介護事業者の存続を提案

3 年にわたる新型コロナ感染症も 2023 年 5 月 8 日から季節性インフルエンザなどと同じ「5 類」に移行しました。この間 3 年余り続いた感染対策により人とリアルに接触する機会の大幅な減少など社会のあり様が大きく変化しました。仕事も在宅ワークができるＩＴ環境が一気に広がり、会議や研修もオンライン形式で出勤や移動時間がない効率的でスマートな環境ができました。一方、人と人が顔を合わせてみると zoom 画面では見えない何気ない表情変化を感じたり、無駄と思えるおしゃべりが心を豊かにしたり等、ごく普通の日常の大切さにはっとします。3 年間のパンデミック危機を乗り越えた貴重な体験を活かし、今後も滞らずサービス提供ができるための業務継続計画を 2023 年度までに完成させ、日常的に具体的な訓練を実施していきます。

さて、ロシアのウクライナ侵攻による戦禍は 1 年経ちましたが停戦の兆しはありません。また今もアフリカ等どこかで紛争が起きています。誰もが平和に暮らせる普通の日常が送れることの大切さを維持するために、私たち一人一人が自分事として考え、戦争のない世界を願ってやみません。

そして、22 年経った介護保険制度は利用者や家族の願いや期待に応えていません。介護サービス事業者の大規模化構想が見て取れ、利用者本位の地域密着の小規模事業者が消滅する危険に直面しています。どのように対策を講じたら良いのか？　連携団体のＡＣＴ・運動グル－プ協議会や生活クラブ運動グループと連携して、「市民自治」によって出来た地域の福祉事業の継続を共に考え、存続できるように検討する場の設置を提案します。

設立趣意書

少子高齢社会の到来を予測し、ACT は 1992 年の設立以来、地域のたすけあいワーカーズと共に「たすけ・たすけられる社会の実現」を理念として、高齢者及び障がい者、そして子育てをする人々が、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指し活動を続けてきました。

1997 年介護保険法が成立し、2000 年 4 月に制度が施行されました。これまでのたすけあいワーカーズの活動を踏まえ、介護保険制度に参画すべきかの集中討議を経て制度に参入することを決定しました。「自立と自己決定の尊重」を理念として、「社会が連帯して介護問題を解決する」ことが謳われていることを確信したからです。

この制度の重要なキーパーソンとなる新しい職種が介護支援専門員として誕生し、この資格を取得した 11 人のたすけあいワーカーズメンバーが、ＡＣＴの介護保険事業として、2000 年 4 月 ACT 居宅介護支援事業をスタートさせました。その後 13 年余りで独立型の居宅介護支援事業所を地域に拡げ、45 人の介護支援専門員が所属するまでに成長してきました。

2011 年度 ACT 第 3 次中長期計画答申の中で、居宅介護支援事業が地域の市民事業として発展することを目的に、ACT からの別法人化が提案され、この間 2 年余りの討議を経て、2014 年 10 月に独立することを決定しました。ACT の理念を継承し次世代へと拡げていけるように、中立性をもった独立型の居宅介護支援事業を継続し、8 事業所が連帯する新たな特定非営利活動法人を設立します。組織体の運営方法は、一人ひとりが経営者であり働く人でもある、民主的な運営を原則とするワーカーズ･コレクティブとします。働く一人ひとりが大切にされ、人と人、そして事業所間のたすけあいが今後も継続できるような組織体を創ります。

「団塊世代」の高齢者人口がピークとなる 2025 年に向けて、「地域圏域」を基盤にした地域包括ケアシステムが着実に実行されてきます。地域包括支援センターを中核として介護・医療・地域の多様な社会資源が連携をすることをめざし、さらに地域密着の居宅介護支援事業へと移行することが期待されています。市民から信頼を得られる介護支援専門員として、利用者と家族の代弁者であることを常に意識し、ケアマネジメントの力量をつけ、保健、福祉、医療との連携を図り、「自立支援と尊厳の保持」を目的とした居宅介護支援事業を今後も継続していきます。

居宅介護支援事業を通して、地域のニーズや課題を把握し、介護者家族の会や認知症の人にやさしいまちづくりの活動等を進めていきます。また、介護保険制度等への政策提言については ACT とたすけあいワーカーズと連携し積極的に運動を進めていきます。独立後も、ACT とたすけあいワーカーズと相互の力を高め合い、市民が自治する「地域包括ケアシステム」を創造することを目指します。

第１号議案

2022 年度活動・事業方針及び決算、剰余金承認について

2020 年～2022 年の 3 年間の新型コロナ感染症が緊急事態宣言の終了に至り、ようやく通常業務に近づいてきました。

この間各事業所は分散勤務やリモートワーク、オンライン会議等、感染対策を講じて事業が遅滞することもなく、無事に 2022 年度が終了することができましたこと、全員が努力した結果です。

＜2022 年度の重点課題の総括＞

1. 居宅介護支援事業の他、法人事業の安定した事業運営のために複数の事業化を検討

高齢者や障害者の住まい確保について居住支援等もう一つの事業に成りえるかは情報収集段階に留まっている

生活クラブの居住支援事業について住宅相談室と打合せする等、事業の連携ができるかを検討する段階である

地域で実践する立川居住支援「こたつ」の事業・活動について管理者会議にて学習会を持ち、当法人の強みである相談及び伴走型支援とこたつ住宅相談との連携事業等の可能性について協議の場を持った

次年度に向けて、居宅介護支援事業の相談専門職を活かして居住支援事業における住まう人の具体的な伴走支援案を立案し連携事業につなげたい

2. 組織運営の強化

毎月の事業所会議、管理者会議、全体会を通して、一人一人が働き経営するというワーカーズ・コレクティブの理解が深まっていないと思われる。原因の一つはコロナ禍でオンライン会議になり且つ効率的に議題をこなすことによって議論が深まらない等で、これを検証することが必要である

2022 年 10 月労働者協同組合法の施行に伴い、同法の学習会をＷＮＪの代表藤井恵理さんにお願いしワーカーズ・コレクティブが法制化されたことを知った

次年度は、ＮＰＯ法人から労働者協同組合法人の移行の是非を検討するために、全体で議論を重ねて結論を出していけるようにしたい

3. 人材確保と継続　　ワーク・ライフ・バランスを考えた働き方

自分たち法人が働きやすい条件や環境を長年にわたって検討してきた結果である、フレックスタイム制やライフイベントに合わせた働き方ができる等、今年度実施した「働き方アンケート」結果では一定の評価があった

一方、リフレッシュする環境が整っているか、5 年・10 年後のキャリアビジョンはあるか等「そう思わない」という評価があった

上記、「働き方アンケート」結果から、次年度以降に優先課題に取り組み、人材確保のために働きやすい環境を整備していきたい

4. ケアマネジメントの質の向上スキルアップ

居宅介護支援事業の上記項目に記載する　※（Ⅱ-（2）-④）

5. 新型コロナ感染対策を通して事業の危機管理

業務継続計画（ＢＣＰ）作成で感染症対策と災害時対策の更新をした

6. まちづくり活動の推進

本年度総会の基調講演で「認知症の人の社会参加」認知症研究東京センター永田久美子さん・ＢＬＧ前田隆行さんにお話を聞く機会があったが、認知症や障がいを持つ人の社会参加のためにできることを具体的に検討することができなかった

くらしの相談室構想について生活クラブ運動グループ地域協議会との連携を基に生活クラブのコネクト推進機構へ「地域の総合的な相談事業」の提案を行った

7. 政策提案

ＡＣＴ運動グループや介護の崩壊をさせない実行委員会のメンバーとして参加、以下の政策提言を行った。ケアプラン有料化の反対、福祉用具貸与の問題について介護保険制度改正に伴う現場の声を届けた

Ⅰ．法人全体の事業運営について

Ⅰ－（1）組織運営方針

一人ひとりが経営者であり働く人でもある、民主的な運営を原則とするワーカーズ･コレクティブによる組織運営であることを常に意識・確認し、話し合いと合意に基づき事業方針・事業計画の達成に努力した。しかし、一人ひとりが自主運営・自主管理するワーカーズ・コレクティブ組織運営について、一般社会的には理解が難しく違和感を持っている実態もあり、研修が必要となる

2022 年 10 月労働者協同組合法の施行に伴い、法人組織の在り方について学習会をする等検討に着手した

2022年度方針	総括
①　組織運営の基盤は各事業所会議･全体会議である。ＮＰＯ法人でありワーカーズ・コレクティブという組織であることを再確認する 職員一人ひとりの提案や意見が活かされる会議運営を目指す 新人研修の開催、中堅･リーダー層研修について実施可能な段階からできる研修内容を検討する	①　組織運営について ・一人ひとりが経営者であり働く人でもある民主的な運営を原則とするワーカーズ・コレクティブによる組織運営であることを基本に、話し合いと合意に基づき事業方針・事業計画の達成に努力した ・2022年10月労働者協同組合法の施行に伴い、法人で講師に藤井恵理さん（WNＪ代表）を迎え、ワーカーズ・コレクティブと労働者協同組合について勉強会を9/26・2/16に行った。講師を招き検証し意見交換した ・3/13　厚生労働省の「労働者協同組合法に関する勉強会」で、ワーカーズ・コレクティブで運営をしている団体として、事例を発表し、全国自治体介護部局会議でも報告した
②　管理者会議は、事業所会議･全体会議の合意形成を受け、事業方針・予算案に基づいて事務局と共に事業執行する	②　管理者会議について ・年間スケジュールに基づいて会議で事業の執行状況、予算の執行状況、収支状況を確認した ・管理者会議の準備は議長担当者と事務局と連携して行った ・オンラインの全体会議は、未だ活発な意見交換ができる会議運営になっていない
③　理事会は、各理事の専門的な視点で進言し、事業方針・予算案に基づき執行できているか専門的な立場で承認・決定する	③　理事会（オンライン会議）の開催頻度は少ないが、事業課題や介護保険動向、苦情事故等について、各理事から客観的・専門的な視野で意見・助言があった

Ⅰ－（2）事務局運営

法人全体の業務運営が円滑に進むように、各支援事業所の事務スタッフとも連携協力して正確・迅速な事務局体制を目指せた

2022 年度方針	総括
①　法人事務局の人員体制を常勤換算 3.0 人とする	①　事務局体制について ・事務局長と 32 時間常勤 1 名、非常勤 3 名の常勤換算 2.7 人で業務を行い、コロナ禍でのオンライン会議・リモートワークの準備・ＰＣＲ検査申込・助成金申請等が滞りなくできた
②　広報・宣伝の業務を推進する	②　広報・宣伝の業務の推進 ・ホームページに事業所動画を引続き作成した ・広報業務に係る人員を地域で獲得し業務委託することになった
③　損益の収支状況を把握し的確な情報収集をし、経営管理を行う	③　経営管理について ・税理士に相談し、予算を含め今後の経営について助言をもらい経営改善に向けて努力した

Ⅰ－（3）リスクマネジメント体制の推進を図り危機管理に努めた

2022 年度方針	総括
①　苦情、事故、虐待等の分析から再発の防止策を迅速且つ適切に対応する 上記の報告書を上期･下期ごとに集約し原因及び背景を分析し課題を抽出する	①　苦情、事故、虐待等について ・管理者会議で年間の苦情・事故をまとめた 2022 年度件数…苦情 5 件・事故 4 件・虐待 6 件の報告あり ・苦情事故、虐待等の報告を事業所内で共有し、再発防止のため背景を分析し今後のマネジメントに活かせるよう努めた ・苦情について　国保連指導助言を受け事業所内で苦情内容について振り返りを行い、法人全体の課題として苦情対応マニュアルについて再度確認を行った ・虐待について　早期発見、保険者や地域包括支援センターと連携し問題解決に努力した

②　倫理、プライバシー保護、個人情報保護、災害時対応等各種危機管理のマニュアルを整備点検する。年度初めに定期的に学習して防止を図る	②　各種危機管理のマニュアル整備等について ・倫理、プライバシー保護、個人情報保護に関しては、各事業所会議で内部研修を行った ・9/15　各事業所自然災害ＢＣＰの策定を行い、東久留米市消防署の講師を招いて防災研修を行った ・感染防止策と東京都感染者数の増減を鑑み、分散勤務や在宅ワークを活用して感染拡大を防止した
③　職員は健康診断を受け、その結果を報告し健康管理に努める	③　職員の健康管理について ・年に１回健康診断を受けて職員の健康管理を行った
④　ＩＴの危機管理体制を構築する 在宅ワークができる体制を継続する 業務用のスマートフォンの有効活用を検討する	④　ＩＴの危機管理体制を構築について ・業務用スマートフォンのラインワークス等の導入で事業所内の連絡をスムーズに行うことができた ・ＩＣＴチームはＩＴの危機管理体制の構築を図った ・コロナ禍で在宅ワークができるようにリモートワークシステムを継続した
⑤　新型コロナ感染対策の危機管理を強化する ・消毒剤、マスク等衛生機材を備蓄する ・災害時に必要な機材や食料を備蓄する	⑤　新型コロナ感染対策の危機管理について ・事業所ごとに東京都の無料ＰＣＲ検査キットの配布希望を募り定期的に検査を実施、コロナ感染対策を行った ・災害時に必要な機材や食料を備蓄した ・コロナ感染状況に応じて分散勤務体制を継続した ・感染拡大時、モニタリング等は工夫して訪問を行った

Ⅱ．居宅介護支援事業について

Ⅱ－（1）居宅介護支援事業運営基準に則り、各事業所が健全な事業運営を心がけ、たすけあって安定した事業運営を図り事業計画の達成に努めた

介護計画数	12,265 件	介護実績数	12,349 件	達成率 101%
予防計画数	2,468 件	予防実績数	2,920 件	達成率 118%
認定計画数	84 件	認定実績数	51 件	達成率 61%

	介護 （計画）	介護 （実績）	介護 （達成率）	予防 （計画）	予防 （実績）	予防 （達成率）	認定 （計画）	認定 （実績）	認定 （達成率）
せたがや	2,166	2,193	101%	228	269	118%	12	15	125%
ねりま	1,873	1,833	98%	108	177	164%	24	4	17%
きた	1,968	1,991	101%	432	548	127%	0	0	0%
まちだ	1,803	1,780	99%	446	492	110%	36	23	64%
たま北	1,896	1,867	98%	732	876	120%	0	0	0%
にしとうきょう	2,559	2,685	105%	522	558	107%	12	9	75%

2022年度方針	総括
①　各支援事業所の事業方針に基づき、法人全体の事業運営及び事業計画を点検し改善に努める	①　全事業所が事業計画を立てて、毎月収支状況を点検しながら年間計画数達成するように営業活動を行い努力した。今期全事業所の黒字経営となった ・毎月管理者会議で経営状況を確認。必要な改善策を討議した
②　職員の人材中期計画を基に、切れ目ない人材の確保と人材を養成し安定した事業運営が図れるようにする ・地域のたすけあいワーカーズとの情報共有及び連携の推進 ・地域協議会への声かけ、地域の他事業所の人材情報の収集を行う ・ハローワーク ・法人ホームページ・ＷＥＢ等 ・必要に応じ成功報酬型等への募集を行う ・新しい入職者が定着できるように支援体制を強化し人材育成計画に基づき研修を実施する	②　切れ目ない人材の確保と人材を養成し安定した事業運営が図れるように以下の方法で努力した。事業所によって人材確保が計画通りに確保できなかった ・ハローワーク、生活クラブ運動グループ地域協議会でケアマネジャー募集案内を行った。 入職者：ハローワーク４名、ワーカーズ０名　合計ケアマネジャー4名、事務スタッフ３名 退職者：ケアマネジャー2名、事務スタッフ３名 ・2/20　新人研修実施 ・新入職者には全スタッフで支援し相談しやすい体制を強化した ・ホームページをリニューアルして各事業所のケアマネジャー募集に努めた

③　労働環境の整備を図り心身共に働きやすい職場改善を図る ・各自のワーク・ライフ・バランスを図り、子育てや介護と仕事の両立が、たすけあってできる職場の環境を作る ・健康管理（健康診断を受ける）に努め、心身のストレスを予防する働き方を心がける	③　労働環境の整備を図り心身共に働きやすい職場改善に努力した ・毎月勤務予定表を作成し有給休暇を計画的にとることに努め改善できた ・有給休暇の消化や残業をしないように各事業所の状況に応じて働きやすい職場環境をつくることに努めた ・フレックスタイムによる働き方や在宅ワークもあり、各自のワーク・ライフ・バランスに応じた働き方環境が作れている ・心身のストレスを予防する働き方について、課題があるのか現状の実態を把握することが必要である
④　主任ケアマネジャー取得の資格を整え、チームリーダーとなる人材の育成を行う	④　主任ケアマネジャー取得について ・今年度たま北事業所の管理者が主任ケアマネジャーを取得した ・せたがや事業所は次年度管理者が主任ケアマネジャー取得に向けて準備をする ・まちだ事業所は独自の主任ケアマネジャー募集チラシを作成し人材確保に努めた
⑤　まちだ事業所は組織・事業運営を再点検し、まちだ職員全員で再建案を検討する 積極的に営業活動を行い年間計画数を達成するよう努力する	⑤　まちだ事業所は全員で積極的に営業活動を行い最終収支黒字になった ・まちだ事業所全員で検討し、独自の主任ケアマネジャー募集チラシを作成し、地域包括支援センター等への営業活動も積極的に行った ・家賃減額もあり再建計画について話し合いを継続し今年度黒字になった ・再建に向けて 3 か年計画を立てた ・法人車両の導入について検討できなかった
⑥　新型コロナ感染拡大対策に基づき安定した事業継続を図る	・各事業所のＢＣＰ計画を作成した ・東久留米市消防署を講師に、災害時の具体的行動等の学習を行った ・毎日の検温や手洗い・マスク等できる事をした ・事業所内で感染予防に対して換気の確保等の環境整備を行った ・分散勤務や PCR 検査体制を整える等の対応を行った

Ⅱ－（2）一人ひとりの介護支援専門員が目標をもってケアマネジメントの資質向上に努めた

2022年度方針	総括
①　本人・家族の視点に立ち、自立した日常生活が営めるように自立支援型のケアプラン作成を目指す 自立支援・重度化防止に向けたアセスメント力（情報収集・分析）をつける	①　自立支援型のケアプラン作成に、一人ひとりの介護専門員が、目標をもって、ケアマネジメントの質の向上のために東京都、保険者主催の研修へ積極的に参加した ・自己評価チームで自己評価の振り返りを行い、ケアマネジメントの資質向上に努めた
②　積極的に医療・介護の連携を図り、利用者・家族が安心できる在宅支援に取り組む ・入院連携、退院・退所連携を取り、利用者の在宅復帰ができるように支援する	②　医療・介護の連携に努め、利用者・家族が安心できる在宅支援に取り組んだ ・退院時カンファレンスがコロナ禍で減少したが、地域の訪問診療が増え訪問医との連携が増えている ・家族も本人に面会できない等情報が少なく、退院カンファレンスも減っている中で在宅復帰のプランや調整が難しかった
③　介護保険の動向や社会資源の情報収集、自治体の各種情報収集に努める ・利用者と家族へ介護保険及び介護保険外のタイムリーな情報を提供する	③　介護保険の動向や社会資源の情報収集、自治体の各種情報収集に努めた（かいてきだより　厚労省介護保険最新情報） ・利用者の複数回のコロナワクチン接種の情報提供や接種予約等の支援を行った ・介護保険外の行政サービスや地域のサークルや自費サービス、配食サービス等のインフォーマルサービスの情報を提供した
④　ケアマネジャーの資質向上のため、法人企画研修、自治体研修、東京都介護支援専門員研究協議会等の研修に参加する ・各事業所では個別研修計画を作成し、年度末に自己評価を点検する ・研修チームが企画した研修に参加する ・法人が主催する研修（自己評価チームの課題研修企画等）に参加する	④　ケアマネジャーの資質向上のため、法人企画研修、自治体研修、東京都介護支援専門員研究協議会等の研修に参加した ・自治体・東京都介護支援専門員研究協議会等の研修に参加した ・研修チーム　成年後見制度について『成年後見制度とケアマネジャーのかかわりについて』加隅進さん（練馬区社会福祉協議会） ・各自個別研修計画をたて、目標の達成に努めた 更新研修　10名 主任ケアマネジャー研修　1名　　主任ケアマネジャー更新研修　1名 法人が主催する研修　1/25 ・「2024年の介護保険の動向及びケアマネジメントの今後の展望」等 服部万里子さんを講師に迎えて全体会で学習をした

⑤　主任ケアマネジャーは法人内のケアマネジャーのアセスメント力・課題分析力の向上を目指す ・地域に社会貢献できるように、ケアマネジャーの役割を果たす	⑤　主任ケアマネジャーチームは、法人内のケアマネジャーのアセスメント力・課題分析力の研修を行い資質の向上に努めた ・10/17　主任ケアマネジャーチームの企画 「気づきの公開事例検討会」をオンラインで行った 講師：関根裕恵さん（西東京社会福祉協議会） ・主任ケアマネジャーは各自治体の主任ケアマネジャーの部会等に参加し、地域のケアマネジャーのサポートのための研修やケアプラン点検等の支援を行った
⑥　2021 度の利用者アンケートの結果分析をもとに業務にあたり、ケアマネジャー自己評価・事業所自己評価を実施する	⑥　2022年度「利用者アンケート」は実施なし ・2021年度の利用者アンケート結果内容分析まではできなかったが、評価されている点、改善が必要な点を各事業所で確認し、2022年度の業務に活かすことができた ・「ケアマネジャー自己評価」は各ケアマネジャーが実施、自らの業務の振り返りを行うことができた。また、各自の「目標」「受けたい研修」を自由記述で記載し、まとめを「研修チーム」「主任ケアマネジャーチーム」「管理者会議」へ報告した ・「事業所運営評価」は事業所ごとに実施、まとめと課題分析を管理者会議に報告した ・「2022年度　自己評価チーム活動報告書」を年度末に作成した

Ⅱ－（3）支援事業の地域戦略について検討した

2022 年度方針	総括
①　中期計画 2 年目にあたり、各事業所の人員計画等の点検見直しを行う ・世代交代が円滑に引き継がれていくことを目指す ・常勤、非常勤を問わず、多世代の能力を活かす事業の在り方を検討していく ・世代交代が円滑に引き継がれていくことを目指す	①　中期計画 2 年目にあたり、各事業所の人員計画等の点検見直しについて、法人全体とし点検し課題の分析ができていない ・各支援事業所のケアマネジャー及び主任ケアマネジャー更新の働きかけ等具体策がない ・たすけあいワーカーズとの人事交流等

②　予防・総合事業の在り方を検証しながら、継続して委託を受ける	②　予防・総合事業の今後の動向を検証しながら継続して委託を受けた

Ⅲ．指定特定相談支援事業（障害者総合支援法）について

本人の意思と人格を尊重し、本人が望む日常生活と社会生活を営むことができるように配慮した。行政、医療、他サービス事業者とも連携し、多様なサービス事業者から総合的に提供されるように計画相談支援に努めた

障がい計画数　　204　件　　障がい実績数　253　件　　（ねりま事業所）

2022 年度方針	総括
①　ねりま事業所は 2 名体制を目指し継続するが、本年度人員が増えなかった場合は体制の見直しを行う	①　指定特定相談支援事業の事業継続について ・一人体制で継続することができたが、一人で業務を行うリスクもあり、今後継続するのであれば二人体制にすることが必要
②　事業参入を検討する事業所は相談支援従事者初任者研修を受講し人材を育成する	②　指定特定相談支援事業の事業参入について ・ねりま事業所の研修受講該当者なし ・他事業所も研修受講者なし

Ⅳ．まちづくり事業について

誰もが孤立することなくたすけあいによる「共生社会」を目指す地域包括システムの進化を自治体や包括支援センターと連携するとともに、生活クラブ運動グループ地域協議会の「市民版地域福祉計画」と共同して安心して暮らし続けられる「たすけあいのまちづくり」を推進した

2022 年度方針	総括
①　子どもから高齢者・障がい者まで誰もが相談できる「くらしの相談室」構想の実現に向けて、ＡＣＴ運動グループ協議会や各事業所が所属する生活クラブ運動グループ地域協議会へ情報提供し理解をしてもらう	①　子どもから高齢者・障がい者まで誰もが相談できる「くらしの相談室」構想の実現に向けて ・ＡＣＴ・人とまちづくりの「くらしの相談室」構想を基に、生活クラブのコネクト推進機構における相談事業検討チームに参加し、地域の暮らしの総合的な相談事業づくりを提案した

	・東村山地域協議会を中心にモデル事業「市民版総合相談事業」の事業計画を提案。運営主体や助成費用の問題等があり、東村山モデル相談事業は一旦白紙に戻る。2023 年度コネクト推進会議にて今後「総合的相談事業」について検討することになった
②　各事業所で常時「介護なんでも相談」を継続する	②　各事業所はコロナ禍でも感染に注意して「介護なんでも相談」を常時受ける体制を継続した
③　認知症等障がいを持つＡさんのために「居場所・仕事」等の社会参加を検討する	③　認知症等障がいを持つ人の「居場所・仕事」等の社会参加について、以下の研修で学んだ ・2022 年度総会基調講演「認知症の人のいきがいづくり」をテーマに認知症介護研究センターの永田久美子さん、デイサービスＢＬＧの前田隆行さんから、認知症の人の社会参加・仕事について、小さな活動から地域で始めてみることの提案があった
④　それぞれの事業所で開催する「介護者家族の会」「認知症カフェ」「介護カフェ」やサロン等のコミュニケーションの場を継続する	・11/6　ＣＯＳちとふなで６キッズフェスタを開催した（せたがや） ・11/16　街かどケアカフェさくら　（ねりま） ・北区地域協議会、板橋地域協議会、地域包括支援センターが主催する「民生委員との集い」へ参加した ・町会長、消防団、ボランティアグループ等が集まった「地域のまちづくり」に参加し、地域で安心して暮らし続けられる「たすけあいのまちづくり」を推進した（きた） ・生活クラブ運動グループ東村山地域協議会と共催の「かいごカフェ」を年８回開催した　　東村山デポカフェテリア（たま北） 6/16　介護を振り返って　ケアラーのお話を聞く 7/14　介護者のための腰痛予防　ラック治療院　江口貴康さん 9/8　認知症の人の居場所を考える　自事業所ケアマネジャー 10/13　知っておきたい賢い老人ホームの選び方　高齢者住みかえ支援センター山元英裕さん 11/10　いまさら聞けない介護の基本のき　東村山市中部地域包括支援センター 1/12　上手な移乗・排泄介護のポイント　ACT在宅介護研究会　早川常世さん 2/9　知っていますか？地域のインフォーマルサービス　東村山市中部包括支援センター 3/9　ただいま介護中です！　ケアラーのお話を聞く（たま北） ・まちだ、にしとうきょうは開催せず

⑤　東久留米前沢の空きスペース借りが終了するため、事務所内で準備会を継続する	・東久留米法人事務所内でくらしのおしゃべり座談会カフェを継続実施した
⑥　「くらしの相談室」の構想を実現するために、退職された方や退職予定のケアマネジャー、まちづくり事業に賛同する方々に集まっていただき、定期的に意見交換をする	・2/25　これまで退職された方や退職予定の方に、「くらしの相談室」等の総合的な市民の相談場所（ひろば）づくりをテーマに懇談会を開催した
⑦　運動グループと連携し、地域協議会のメンバーとして活動に参加し、協力して住みやすい地域づくりに貢献する	⑦　運動グループと連携し、地域協議会のメンバーとして活動に参加 ・ＡＣＴ運動グループ協議会に毎月参加　　…理事長、筆頭理事 ・生活クラブの学校企画の提案、初任者研修実施の提案、ワーカーズまつりの提案等行う ・インクルーシブ事業連合に参加　　…理事長 ・各支援事業の自治体ごとの生活クラブ地域協議会のメンバーとして参加 ・生活クラブまちづくり・しごとづくりコネクトプロジェクトチームに参加
⑧　ＡＣＴ運動グループや生活クラブ生協、他団体への講師派遣をする	・10/5　文京地域ＡＣＴ「介護とは{介護保険の基本のキ」 ・2/22　多摩きた生活クラブ生協　「介護保険を知る」 講師：理事長 ・9/22、 2/21　生活クラブの学校　企画 「安心して介護ができる仕組み・介護保険制度について」 オンライン研修実施　　講師：理事長、筆頭理事

Ｖ．調査･研究事業について

利用者や家族の視点に立ち、在宅や地域で誰もが孤立することなく「介護支援」体制の充実が図られるように地域包括ケアシステムの推進状況について、次期の介護保険制度改正や報酬改定への政策提案をＡＣＴ運動グループ協議会と介護の崩壊をさせない実行委員会、他団体と連携し推進した

調査研究事業について、「介護保険参画 20 年の検証」作業グループに 2021 年度～2022 年度にわたり参加した。協同組合研究・農の田中夏子先生の助言及び監修を依頼し、「ＡＣＴ運動グループの物語を紡ぎ未来を描くための調査報告」を 2022 年 10 月に冊子化した

2022 年度方針	総括
①　介護保険改正の論議に挙がることが想定されるケアプランの有料化等、利用者や家族にとって不利益な問題と将来への不安を感じている介護現場の声を届ける政策提言等の活動を進める	①　介護保険改正について、介護現場の声を届ける政策提言等の活動を積極的に行った ・10/29　2022 介護の日フォーラム「大ピンチ！介護保険」 第 1 部オンライン「私たちの提言」…3/24 院内集会を振り返って 第 2 部パネルディスカッション「私たちの提言は実現するのか？各党に問う！国会議員と市民による」報告とパネラー参加した ・ケアプラン有料化反対 ・7/29　ＡＣＴ政策提案委員会の提案…「介護予防・日常生活支援総合事業に関する自治体調査」及びヒアリングについて、各事業所はＡＣＴ運動グループと地域ネットと連携して行った ・5/28　ＡＣＴの総会にて「介護保険制度参画 20 年の検証」作業チーム報告会に参加し報告を行った
②　上記を踏まえて「院内集会」「介護の日フォーラム」に参加する	・12/8　介護の崩壊をさせない実行委員会主催の国会に届けよう「ストップ　介護保険制度」院内集会に問題提起 2 項目を行った ・ケアプラン有料化断固反対・福祉用具レンタルの選択制等
③　法人機関紙の連続テーマである「介護保険制度改定から見えること」を通して周知・広報する	VOL.16　「人とまちの木通信」11/1 発行 1 面：第 9 回総会の基調講演の報告、学習会「介護保険制度の 20 年のこれまでとこれから」報告 2 面：在宅介護の今、自分らしく生きる 以上、1 回発行した

決　算　報　告　書

第　９　期

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり

東京都東久留米市前沢４－９－６
小寺ビル２０３

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　自 2022年 4月 1日　至 2023年 3月31日

	介護保険事業	障害支援事業	まちづくり事業	調査研究事業		
【経常収益】						
【受取会費】						
正会員受取会費			124,000			
賛助会員受取会費			21,000		145,000	
【受取寄付金】						
受取寄付金			2,000,000		2,000,000	
【受取助成金等】						
受取助成金					780,000	
【事業収益】						
介護保険事業(介護)	165,351,373					
介護保険事業(特定)	26,250,302					
介護保険事業(予防)	13,545,757					
介護保険事業(認定)	227,700					
障害相談支援事業		3,852,821			209,227,953	
【その他収益】						
受取　利息	418					
雑　収　益	501,995	105,000	16,500			
講師派遣			(15,000)			
その他補助	(501,995)	(105,000)	(1,500)		623,913	
経常収益　計						212,776,866
【経常費用】						
【事業費】						
(人件費)						
給料　手当(事業)	143,007,143	2,806,170				
役員　報酬(事業)	1,626,000		1,017,000			
退職給付費用(事業)	2,479,080					
法定福利費(事業)	15,491,630					
福利厚生費(事業)	3,806,048					
非課税通勤費	(2,271,840)					
福利その他	(1,534,208)					
人件費計	166,409,901	2,806,170	1,017,000		170,233,071	
(その他経費)						
印刷広報費(事業)	1,348,415		12,840			
旅費交通費(事業)	668,206			500		
通信運搬費(事業)	4,760,311	81,585				
NTT（事業）	(1,747,481)	(81,585)				
携帯（事業）	(2,327,467)					
郵送（事業）	(545,583)					
通信その他（事業）	(139,780)					
器具備品費(事業)	2,848,253					
消耗品　費(事業)	1,278,054		17,105			
保守修繕費(事業)	675,300					
水道光熱費(事業)	1,528,779					
地代　家賃(事業)	7,736,517	198,000				
賃　借　料(事業)	98,216		3,320			
減価償却費(事業)	329,108					
保　険　料(事業)	419,053					
諸　会　費(事業)	187,460					
交　際　費(事業)	154,591					
租税　公課(事業)	1,000					
研　修　費(事業)	469,870					
支払手数料(事業)	214,559	7,800				
支払寄付金(事業)	3,000					
雑　　費(事業)	200,120					
その他経費計	22,920,812	287,385	33,265	500	23,241,962	
事業費　計					193,475,033	

活　動　計　算　書

［税込］（単位：円）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　自 2022年 4月 1日　至 2023年 3月31日

	介護保険事業	障害支援事業	まちづくり事業	調査研究事業		
【管理費】						
（人件費）						
給料　手当(管理)	8,412,855					
役員　報酬(管理)	600,000					
退職給付費用(管理)	151,000					
法定福利費(管理)	1,145,189					
福利厚生費(管理)	217,626					
非課税通勤費	(23,000)					
福利その他	(178,126)					
職員慶弔費	(16,500)					
人件費計	10,526,670				10,526,670	
（その他経費）						
顧　問　料(管理)	945,223					
諸　謝　金(管理)	164,548			20,000		
印刷広報費(管理)	241,158					
会　議　費(管理)	59,446					
旅費交通費(管理)	14,554					
通信運搬費(管理)	301,564					
NTT(管理)	(99,446)					
携帯（管理）	(119,635)					
郵送（管理）	(63,651)					
通信その他（管理）	(18,832)					
器具備品費(管理)	326,402					
消耗品　費(管理)	152,680			7,000		
保守修繕費(管理)	97,955					
水道光熱費(管理)	128,863					
地代　家賃(管理)	906,000					
事務委託費(管理)	784,242					
減価償却費(管理)	56,473					
保　険　料(管理)	160,007					
諸　会　費(管理)	41,375					
交　際　費(管理)	30,000					
租税　公課(管理)	1,378,008					
支払手数料(管理)	31,986					
研　修　費(管理)	1,700					
雑　　費(管理)	11,295					
その他経費計	5,833,479			27,000	5,860,479	
管理費　計					16,387,149	
経常費用　計						209,862,182
当期経常増減額						2,914,684
【経常外収益】						
経常外収益　計						0
【経常外費用】						
経常外費用　計						0
税引前当期正味財産増減額						2,914,684
当期正味財産増減額						2,914,684
前期繰越正味財産額						58,659,416
次期繰越正味財産額						61,574,100

【活動計算書の注記】
※今年度はその他の事業を実施していません

貸　借　対　照　表

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　［税込］（単位：円）
全事業所　　2023年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
現　　金	27,714		
普通　預金	42,517,276		
中央労働金庫	(5,260,696)		
中央労金職員共済会	(29,907,133)		
労金共済人材育成	(7,349,447)		
現金・預金 計	42,544,990		
（売上債権）			
未　収　金	36,056,495		
売上債権 計	36,056,495		
（その他流動資産）			
立　替　金	15,597		
その他流動資産　計	15,597		
流動資産合計		78,617,082	
【固定資産】			
（有形固定資産）			
什器　備品	7		
有形固定資産　計	7		
（投資その他の資産）			
出資金（労金）	10,000		
出資金（東京CPB）	150,000		
差入保証金	1,420,000		
投資その他の資産　計	1,580,000		
固定資産合計		1,580,007	
資産の部　合計			80,197,089

《負債の部》

【流動負債】			
未　払　金	2,121,551		
未払　費用	15,147,759		
預　り　金	726,779		
所得税預り金	(328,795)		
住民税預り金	(394,000)		
報酬源泉	(3,984)		
未払消費税等	626,900		
流動負債　計		18,622,989	
負債の部　合計			18,622,989

《正味財産の部》

【正味財産】			
前期繰越正味財産額	58,659,416		
当期正味財産増減額	2,914,684		
正味財産　計		61,574,100	
正味財産の部　合計			61,574,100
負債・正味財産合計			80,197,089

財務諸表の注記

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　2023年 3月31日 現在

【重要な会計方針】
財務諸表の作成は、ＮＰＯ法人会計基準（2010年７月20日　2017年12月12日最終改正　ＮＰＯ法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

(2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

【事業費の内訳】
事業費の区分は以下の通りです。
部門件数が1ページ内の最大を超えました。明細は別紙に出力します。

【固定資産の増減内訳】

［税込］（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
（有形固定資産）						
什器　備品	3,240,000	0	0	3,240,000	△ 3,239,993	7
合計	3,240,000	0	0	3,240,000	△ 3,239,993	7

事業費の内訳（別紙）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　2023年 3月31日 現在

(1/2)　　［税込］（単位：円）

科目	せたがや居宅	ねりま居宅	きた居宅	まちだ居宅	たま北居宅
（人件費）					
給料　手当(事業)	26,583,543	22,704,467	20,862,781	19,096,426	17,370,790
役員　報酬(事業)					1,626,000
退職給付費用(事業)	427,080	394,000	374,000	393,000	345,000
法定福利費(事業)	2,622,684	2,819,421	1,953,459	2,104,377	2,090,554
福利厚生費(事業)	888,525	270,234	636,834	658,341	234,886
非課税通勤費	(692,226)	(54,147)	(357,640)	(567,092)	(31,000)
福利その他	(196,299)	(216,087)	(279,194)	(91,249)	(203,886)
人件費計	30,521,832	26,188,122	23,827,074	22,252,144	21,667,230
（その他経費）					
印刷広報費(事業)	224,306	260,492	222,193	178,128	231,306
旅費交通費(事業)	295,010	14,278	6,146	124,512	137,196
通信運搬費(事業)	704,753	715,145	812,720	688,253	702,597
NTT（事業）	(239,773)	(191,680)	(270,635)	(219,893)	(258,230)
携帯（事業）	(402,714)	(402,467)	(370,683)	(344,800)	(334,200)
郵送（事業）	(46,426)	(105,158)	(155,562)	(107,720)	(98,287)
通信その他（事業）	(15,840)	(15,840)	(15,840)	(15,840)	(11,880)
器具備品費(事業)	617,614	344,073	639,354	237,323	541,086
消耗品　費(事業)	217,831	219,143	163,491	135,593	120,066
保守修繕費(事業)	170,280	75,115	114,940	63,250	122,925
水道光熱費(事業)	256,590	260,359	191,267	227,462	242,350
地代　家賃(事業)	1,572,000	1,602,000	1,224,000	1,034,592	972,000
賃　借　料(事業)		44,278	29,710	10,868	13,360
減価償却費(事業)	53,783	53,783	53,783	53,783	56,473
保　険　料(事業)	87,697	61,192	50,381	66,273	67,475
諸　会　費(事業)	20,000	29,300	38,600	40,230	21,000
交　際　費(事業)	39,000	26,000	28,485	2,000	39,106
租税　公課(事業)			200	300	
研　修　費(事業)	39,110	46,000		120,160	138,200
支払手数料(事業)	21,184	22,757	12,552	17,371	11,340
支払寄付金(事業)					
雑　　費(事業)	55,515	37,451	46,389	15,976	29,040
その他経費計	4,374,673	3,811,366	3,634,211	3,016,074	3,445,520
合計	34,896,505	29,999,488	27,461,285	25,268,218	25,112,750

事業費の内訳（別紙）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　2023年 3月31日 現在

(2/2)　　［税込］（単位：円）

科目	にしとうきょう居宅	障がい事業	まちづくり事業	調査研究事業	合計
（人件費）					
給料　手当(事業)	36,389,136	2,806,170			145,813,313
役員　報酬(事業)			1,017,000		2,643,000
退職給付費用(事業)	546,000				2,479,080
法定福利費(事業)	3,901,135				15,491,630
福利厚生費(事業)	1,117,228				3,806,048
非課税通勤費	(569,735)				(2,271,840)
福利その他	(547,493)				(1,534,208)
人件費計	41,953,499	2,806,170	1,017,000	0	170,233,071
（その他経費）					
印刷広報費(事業)	231,990		12,840		1,361,255
旅費交通費(事業)	91,064			500	668,706
通信運搬費(事業)	1,136,843	81,585			4,841,896
NTT（事業）	(567,270)	(81,585)			(1,829,066)
携帯（事業）	(472,603)				(2,327,467)
郵送（事業）	(32,430)				(545,583)
通信その他（事業）	(64,540)				(139,780)
器具備品費(事業)	468,803				2,848,253
消耗品　費(事業)	421,930		17,105		1,295,159
保守修繕費(事業)	128,790				675,300
水道光熱費(事業)	350,751				1,528,779
地代　家賃(事業)	1,331,925	198,000			7,934,517
賃　借　料(事業)			3,320		101,536
減価償却費(事業)	57,503				329,108
保　険　料(事業)	86,035				419,053
諸　会　費(事業)	38,330				187,460
交　際　費(事業)	20,000				154,591
租税　公課(事業)	500				1,000
研　修　費(事業)	126,400				469,870
支払手数料(事業)	129,355	7,800			222,359
支払寄付金(事業)	3,000				3,000
雑　　費(事業)	15,749				200,120
その他経費計	4,638,968	287,385	33,265	500	23,241,962
合計	46,592,467	3,093,555	1,050,265	500	193,475,033

財　産　目　録

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　［税込］（単位：円）
全事業所　　2023年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】			
（現金・預金）			
現　　金	27,714		
普通　預金	42,517,276		
中央労働金庫	(5,260,696)		
中央労金職員共済会	(29,907,133)		
労金共済人材育成	(7,349,447)		
現金・預金 計	42,544,990		
（売上債権）			
未　収　金	36,056,495		
売上債権 計	36,056,495		
（その他流動資産）			
立　替　金	15,597		
その他流動資産　計	15,597		
流動資産合計		78,617,082	
【固定資産】			
（有形固定資産）			
什器　備品	7		
有形固定資産　計	7		
（投資その他の資産）			
出資金（労金）	10,000		
出資金（東京CPB）	150,000		
差入保証金	1,420,000		
投資その他の資産　計	1,580,000		
固定資産合計		1,580,007	
資産の部　合計			80,197,089

《負債の部》

【流動負債】			
未　払　金	2,121,551		
未払　費用	15,147,759		
預　り　金	726,779		
所得税預り金	(328,795)		
住民税預り金	(394,000)		
報酬源泉	(3,984)		
未払消費税等	626,900		
流動負債　計		18,622,989	
負債の部　合計			18,622,989
正味財産			61,574,100

第 1 号議案【2022 年度決算の説明】

1. 受取会費(年会費)　　まちづくり事業に計上

　正会員受取会費　124,000 円　(2,000 円×62 人分)

　賛助会員受取会費　21,000 円　松村様(10 口)、関様、相原様(3 口)、丸山様(2 口)、宮崎様、中田様、豊嶋様(1 口)

2. 受取寄付金　　まちづくり事業に計上

　2,000,000 円(菊地様)

3. 受取助成金

　キャリアアップ助成金　2 人分　780,000 円

4. 事業収益

　介護保険事業　205,375,132 円(予算対比 102.7%)計画を 536 万円上回り

　　うち、委託業務(予防・認定)分 13,773,457 円　この分に対して消費税を納税(簡易課税方式)

　障害支援事業　3,852,821 円(予算対比 103.0%)計画を 75 万円上回り

5. 雑収益

　講師派遣他謝礼 15,000 円　車両共済他配当金 16,733 円

　行政給付金 576,939 円

6. 経常収益　212,776,866 円(予算対比 104.7%)

7. 人件費(事・管)

　理事長役員報酬(事):介護保険事業とまちづくり事業に従事割合 6 対 4 で按分

　　理事長報酬　2,643,000 円のうち、役員報酬(事)介護保険事業　1,626,000 円　: 6 割

　　役員報酬(事)まちづくり事業　1,017,000 円　: 4 割

　賞与(事・管)　16,253,101 円　業績向上貢献に応じて按分

　　8 月:2,250,000 円　2 月:11,498,101 円　未払計上:2,505,000 円

　コロナ手当:1,740,000 円

　法定福利費(事・管)　労働保険:　2022 年度　2,164,510 円(2021 年度不足額 78,957 円含む)

　社会保険料:　14,740,195 円　(事業主負担分年額)

　福利厚生費:PCR 検査代 45 万円　業務使用個人自転車購入補助 4 台　17 万円

　人件費(事)計:　全事業　170,233,071 円　(予算対比 109.6%)

8. その他経費(事)

　印刷広報費:求人広告(インターネット)1 件応募　22,000 円

　器具備品費:PC・モニター・部品等 247 万円　自転車 3 万円　スマホ・電話等 29 万円

　保守修繕費:介護ソフト保守・バックアップ契約料　22 万円　PC 修理・保守　44 万円

　減価償却費:複合機減価償却　200%定率法・5 年償却

　保険料:生活ｸﾗﾌﾞ総合ｻｰﾋﾞｽ賠償責任保険 30.4 万円　施設賠償　0.2 万円

　　車両共済・自動車保険補助 4.2 万円　火災・地震特約保険 7 万円

　交際費:ご利用者供花代補助(上限@2000 円)　83 人分

支払手数料：事務所更新手数料　にしとうきょう 10 万円　倉庫契約にしとうきょう 8 万円
電子証明書発行手数料 まちだ・せたがや・ねりま 4 万円
雑費：溶解代 7 万円　ゴミ処理代 8 万円

9. 人件費（管）

役員報酬（管）：理事長手当 60 万円
福利厚生費（管）：PCR・抗原検査代 43,153 円　職員慶弔費 16,500 円

10. その他経費（管）

顧問料：荒井社労士 516,450 円　對馬税理士（法人税業務分）428,773 円
印刷広報費：ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ動画制作・ｻﾎﾟｰﾄ費 9.8 万円　機関紙他印刷・組込 7.7 万円
東芝ﾃｯｸｺﾋﾟｰ代 6.2 万円　ﾄﾞﾒｲﾝ・ｻｰﾊﾞｰ使用料 0.5 万円
器具備品費：PC27.2 万円　ﾃﾞｽｸ・ﾁｪｱ 3.8 万円
保守修繕費：労務・会計ソフト保守契約料 6.6 万円　Zoom 会議年間契約 1.1 万円
事務委託費：㈱のがもﾄｰﾀﾙﾌﾟﾗﾝｻﾎﾟｰﾄ（会計事務ｻﾎﾟｰﾄ分 12 ヶ月+決算）39.9 万円
ACT ｻﾎﾟｰﾄ（弁護士・IT）26.4 万円　広報（豊嶋さん）6.3 万円
広報（石川さん）5.8 万円
保険料：理事長用代表者定期保険（年払）15 万円　火災・地震特約保険 0.9 万円
租税公課：2021 年度法人・事業税　748,500 円　消費税（簡易課税）626,900 円

11. 経常費用　209,862,182 円（予算対比 109.4%）
12. 当期経常増減額　2,914,684 円

監査報告書

2023 年 5 月 1 日

特定非営利活動法人ＡＣＴ・人とまちづくり
理事長　　香丸　真理子　様

監　事　大津　涼子
監　事　相原　光子

私たち監事は定款に基づき監査しましたので報告いたします。

１．監査基準日　　2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
２．監査実施日　　2023 年 4 月 28 日
３．場　　所　　特定非営利活動法人ＡＣＴ・人とまちづくり事務所

■　監査の方法と概要

(1) 業務監査について
理事会に出席し、必要と認められる場合には質問、意見表明等を行いました。
(2) 会計監査について
帳簿ならびに関係書類の説明を受け、閲覧、照合、質問等必要と思われる手続きにより、決算書類の正当性について監査しました。

■　監査報告

監査の結果、理事業務は適正に執行され、会計も適正に処理されていることを認めました。

■　監査意見

人とまちづくりは、事業経営の中でＮＰＯ法人としての公益性の重視とワーカーズ・コレクティブに基づく組織運営を行いながら、現場から見えてきた課題を自治体・国などへ提言し、利用者、職員、地域それぞれにとっての最善を考え「誰もが安心して暮らし続けられる社会」(まちづくり)を追求しています。希望が見えない社会情勢のなか、事業経営の安定化継続のための不断の努力は並大抵なものではなく、働く人の想いと実践なくしては成り立ちません。敬意を表します。

① 約3年にわたるコロナ禍は社会全体に大きな影響を及ぼす中、全員の個々の事業所の経営自立にむけた努力が結実し、コロナ手当を支給したことは今後の職員のモチベーションの向上に貢献できることと評価します。

② まちだ事業所の、前倒し3か年計画に基づく経営改善の取り組みは、事業所会議の改善により全員で取り組んだ結果、ケアプラン件数の増加、生活クラブ生協による家賃の減額支援、人材募集ポスター制作などにより経営改善できたことを評価します。今後の取り組みの継続による経営安定化を期待します。

③　国保連からの苦情申し立てに対する指導を受けたことは、大きな問題でありましたが、専門家の意見を参考に初動対応から報告まで、具体的なポイントの新たな対応書作成と見直しを、迅速に行なったことを評価します。今後、ますます増加すると思われ、このことを糧にして、人権尊重をベースに職員を守り、利用者への慎重な対応と苦情処理の体制（苦情対応窓口、マニュアル、報告書等の修正など）を強化していくことを望みます。

④　働き方アンケートで職員の意識を客観的にとらえることが出来ました。その課題のひとつである、ワーカーズ・コレクティブとしての働き方、まちづくりに対しては研修などで、新人からベテランまで、「法人の理念」―法人が求める職員像―を伝えていくことが大切だと思われます。

⑤　人材募集に関しては、ホームページの充実、ハローワークの利用、生活クラブとは、地域協議会への人材募集のアピール、組織運営の中での連携はもとより、個々人の交流の機会を図り、工夫して地域での人材の確保が必要と思われます。

以上

第 2 号議案

2023 年度活動・事業方針及び事業計画予算の決定について

＜基本方針＞

2024 年度介護保険制度の改正と介護保険報酬改定・診療報酬改定の同時改定が予定されています。現在、厚生労働省の「社会保障審議会・介護保険部会」で改正の検討がされています。

要介護 1・2 の軽度者の地域支援事業への移行、ケアプラン有料化については、次期の 2027 年度の改定になると言われています。今回危惧された改正案は見送りですが、先を見越して事業計画案の作成を準備しなければなりません。

2024 年改正案には、利用者の 2 割負担の導入、通所介護の訪問サービス提供ができる複合型サービスの新規創設、予防プランの居宅介護支援事業者の指定等が挙がっています。

独立型の居宅介護支援事業は全国でも希少な存在です。利用者・家族が希望するケアプランを作るために、多様なサービスが自己選択できるように自立支援型で公正・公平な事業スタンスを今後も継続します。今後の介護保険事業展望が厳しい状況下で、独立型居宅介護支援事業が存続するために、常に事業改善の見直しをする等、経営基盤の安定化を図り地域に密着した信頼ある事業所を目指します。

2022 年 10 月に働く人が経営者でもある基本の「労働者協同組合法」が施行されました。長年にわたり、ＮＰＯ法人でもあり組織運営がワーカーズ・コレクティブである難しい運営課題が継続してあります。法人格移行 3 年の経過措置がある中で、「労働者協同組合法」について全員が研修を積み重ね、今年度末には結論を出せるように議論を深めていきます。

＜2023 年度の重点課題＞

1. 居宅介護支援事業の他、法人事業の安定した事業運営のために複数の事業化を検討

要介護 1・2 の軽度者が介護給付から外れ地域支援事業に移行する介護保険改正の動向から、要介護 3～5（重度者）だけが介護給付対象となる。当法人における要介護重度者は 3～4 割弱であり、居宅介護支援事業のケアプラン数が激変する事態となり、事業経営は失速する可能性がある。国が示す介護保険制度の改正は確実に計画通り実施されている実態があり、法人事業の安定を図るためには、早めの多角化事業の検討が必要である

将来の事業として継続性や先駆的なまちづくりに寄与できるか等多面的な視点で複数の事業計画を検討する

・予防プランの指定事業者になるか検討する

・共生型社会を推進する介護保険制度の展望を踏まえて、高齢者や障害者の住まいの支援の在り方も重要な課題。生活クラブ東京やその他の居住支援事業と連携して、住まいの確保後の見守りや相談等伴走型の支援事業の可能性を検討する

2. 組織運営の強化

① 法人理念の根幹であるワーカーズ・コレクティブの組織運営について共感と理解を深める
事業所会議・全体会議・管理者会議において活発な議論形成ができる会議運営に努める

② 各世代が多様な働き方を選択できる環境整備を検討する。また、次世代に繋ぐために法人が目指す人材育成の研修体系を作成し試行する

③ 2022 年 10 月労働者協同組合法の施行に伴い、法人格の在り方について検討する
職員全員が労働者協同組合法の内容を知り理解するための研修を行い、今年度中に一定の方向性を提案する

3. 人材の確保と継続　　ワーク・ライフ・バランスを考えた働き方

① 多様な働き方ができる／フレックスタイム制、自分の都合に合わせた働き方ができる

② 子育て・介護等仕事との両立が可能である／各ライフイベントを迎えても離職せずに済む

③ 心身の健康管理をして働くことができる環境づくりを検討する
・過剰業務・労働に陥らずに健康を維持できる環境で仕事ができる
・ハラスメント等の支援の一つにケア者ケア（ケアマネジャーのバックアップ支援）のシステムを法人内で作ることを検討する

4. 2022 年度実施の「働き方アンケート」の分析結果を受けて

・早急に検討すべき優先課題を抽出し、今年度中に協議検討して具体的な対応策を提案する

5. ケアマネジメントの質の向上スキルアップ

① 自立支援・重度化防止に向けたアセスメント力（情報収集・分析）をつける
質問力等コミュニケーション力を強化し、リ・アセスメントを活用する

②「ケアマネジャーとして求められる専門性を高めるために」知識とスキルを磨く
介護・福祉分野の他、社会の在り様や環境問題等広範囲の学びと体験をする機会を考える

6. まちづくり活動の推進

① くらしの相談室構想について生活クラブ運動グループ地域協議会との連携を基に具体的な地域展開を検討する

② 子ども・障がい者・高齢者・認知症の人等が、区別なく誰でも関わり・参加交流できる「ごちゃまぜ福祉」について学び、地域にあった居場所やスペースを検討する

7. 政策提案　ACT 運動グループや介護の崩壊をさせない実行委員会と連携

① 2024 年度介護保険改正の問題についてケアマネジャーの現場の声を政策提言する

② 各事業所の地域で介護保険制度をみんなで知る・理解する「介護保険の学習会」を開催する

Ⅰ．法人全体の事業運営について

Ⅰ－（1）組織運営方針

一人ひとりが経営者であり働く人でもある民主的な運営を原則とするワーカーズ･コレクティブによる組織運営であることを常に意識・確認し、話し合いと合意に基づき事業方針・事業計画の達成を目指す。また、2022 年 10 月に施行された労働者協同組合法について学び、法人組織の在り方について検討する

① 組織運営の基盤は各事業所会議・全体会議である。ＮＰＯ法人でありワーカーズ・コレクティブという組織であることを再確認する。職員一人ひとりの提案や意見が活かされる会議運営を目指す。法人が目指す人材を育成するための研修として、新人研修、中堅・リーダー層研修について、実施可能な段階からできる研修内容を検討する

② 管理者会議は、事業所会議・全体会議の合意形成を受け、事業方針・予算案に基づいて事務局と共に事業執行する

③　理事会は各理事の専門的な視点で、事業方針・予算案に基づき執行できているか専門的な立場で承認・決定する

Ⅰ－（2）事務局運営

法人全体の業務運営が円滑に進むように、各支援事業所の事務スタッフとも連携協力して正確・迅速な事務局体制を目指す

①　法人事務局の人員体制を常勤換算 3.0 人とする

②　広報・宣伝の業務を推進する

③　損益の収支状況を把握し的確な情報収集をし、経営管理を行う

Ⅰ－（3）リスクマネジメント体制の推進を図り危機管理に努める

①　苦情、事故、虐待等の分析から再発の防止策を迅速且つ適切に対応する
・上記の報告書を上期・下期ごとに集約し原因及び背景を分析し課題を抽出する

②　倫理、プライバシー保護、個人情報保護等の個人情報保護マニュアルを遵守し、年度初めに定期的に学習して防止を図る。

③　感染症や災害等の緊急時対応についての最新情報を確認し各種危機管理のマニュアルを整備点検する。また、ＢＣＰ計画、感染症対策と災害時対策の更新と研修・実習・訓練を行う

④　健康管理に努め、心身のストレスにも配慮し無理のない働き方を心がける。全職員は健康診断を受け、その結果を報告する

⑤　ＩＴの危機管理体制を構築する
・在宅ワークができる体制を継続する
・業務用のスマートフォンの有効活用を検討する

Ⅱ．居宅介護支援事業について

Ⅱ－（1）一人ひとりが自主運営・自主管理するワーカーズ・コレクティブ組織運営の組織体制を強化し、居宅介護支援事業運営基準に則り、各事業所が健全な事業運営を心がけ、たすけあって安定した事業運営を図り事業計画の達成に努める

介護計画数：12,412 件　　予防計画数： 2,949 件　　認定計画数： 96 件

	介護(計画)	予防(計画)	認定(計画)
せたがや	1,900	219	24
ねりま	1,864	192	12
きた	2,184	504	0
まちだ	1,866	666	24
たま北	1,944	888	0
にしとうきょう	2,654	480	36

①　各支援事業所の事業方針に基づき法人全体の事業運営及び事業計画を点検し改善に努める

②　職員の人材中期計画を基に、切れ目ない人材の確保と人材養成により安定した事業運営を図る

・地域のたすけあいワーカーズとの情報共有及び連携の推進
・生活クラブ運動グループ地域協議会への声掛け、地域の他事業所の人材情報の収集を行う
・ハローワークの活用
・法人ホームページ・ＷＥＢ等
・必要に応じ成功報酬型等への募集を行う
・新しい入職者が定着できるように支援体制を強化し人材育成計画に基づき研修を実施する

③　労働環境の整備を図り心身共に働きやすい職場改善を図る

・各自のワーク・ライフ・バランスを図り、子育てや介護も仕事との両立ができるようにたすけあい、一人ひとりが意欲的に働ける職場環境を作る
・メンタルヘルスを大切にし、心身のストレスを予防する働き方を心がける
・ケア者ケア（ケアマネジャーのバックアップ支援）の支援体制をつくることを検討する

④　主任ケアマネジャー取得の資格を整え、チームリーダーとなる人材の育成を行う

⑤　地域との連携・地域包括ケアシステムの構築に協力していく

Ⅱ－（2）一人ひとりの介護支援専門員が目標をもってケアマネジメントの資質向上に努める

①　本人・家族の視点に立ち、自立した日常生活が営めるように自立支援型のケアプラン作成を目指す

・自立支援・重度化防止に向けたアセスメント力（情報収集・分析）をつける

②　積極的に医療・介護の連携を図り、利用者・家族が安心できる在宅支援に取り組む

・入院連携、退院・退所連携を取り、利用者の在宅復帰ができるように支援する

③　介護保険の動向や社会資源の情報収集、自治体の各種情報収集に努める

・利用者と家族へ介護保険及び介護保険外のタイムリーな情報を提供する

④　ケアマネジャーの資質向上のため、法人企画研修、自治体研修、東京都介護支援専門員研究協議会等の研修に積極的に参加し研鑽する

・各事業所では個別研修計画を作成し、年度末に自己評価を点検する

・研修チームが企画した研修に参加する

・法人が主催する研修（研修チーム企画、主任ケアマネジャー会議企画、管理者会議企画）に参加する

⑤　主任ケアマネジャーは、法人内のケアマネジャーのアセスメント力・課題分析力の向上を目指す

・自治体の主任ケアマネジャー部会等の活動に参加し、地域包括ケアシステム等の構築に貢献する役割を果たす

⑥　2023 年は、利用者アンケート・ケアマネジャー自己評価・事業所運営評価を実施、その結果分析をもとに課題を次年度研修に申し送りする

Ⅱ－（3）支援事業の地域戦略について検討する

①　中期計画 2 年目にあたり、各事業所の人員計画等の点検見直しを行う

・ケアマネジャー更新、主任ケアマネジャー更新研修の受講を勧奨する

・世代交代が円滑に引き継がれていくことを目指す

・常勤・非常勤を問わず、多世代の能力を活かす事業の在り方を検討していく

②　予防・総合事業の在り方を検証し、予防事業の指定の検討をする

③　事業所運営をする適正なケアマネジャー人員規模を確認・検討する

Ⅲ．指定特定相談支援事業（障がい者総合支援法）について

本人の意思と人格を尊重し、本人が望む日常生活と社会生活を営むことができるように配慮する。行政、医療、他サービス事業者とも連携し、多様なサービス事業者から総合的にサービスが提供されるように計画相談支援に努める

障がい計画数　　277　件　（ねりま事業所）

①　ねりま事業所は２名体制を目指して継続するが、本年度増員できなかった場合は事業継続体制の見直しを行う

②　事業参入を検討する事業所は、相談支援従事者初任者研修を受講し人材育成する

Ⅳ．まちづくり事業について

誰もが孤立することなくたすけあいによる「共生社会」を目指す地域包括ケアシステムの進化を自治体や地域包括支援センターと連携するとともに、各自治体の生活クラブ運動グループ地域協議会の「市民版地域福祉計画」と共同して安心して暮らし続けられる「たすけあいのまちづくり」を推進する

①　子どもから高齢者・障がい者まで誰もが相談できる「くらしの相談室」構想の実現に向けて、ＡＣＴ運動グループ協議会や各事業所が所属する生活クラブ運動グループ地域協議会へ情報提供し理解をしてもらう

②　昨年度、生活クラブ東京のコネクト推進機構へ、人とまちづくりが提案した「市民版総合的相談事業」について今年７月の生活クラブ東京の結果を待って、引き続き上記相談事業の在り方を検討する

③　各支援事業所で常時「介護なんでも相談」を継続し、毎月の相談件数・内容等データを記録する

④　それぞれの事業所で企画開催する「介護者家族の会」「認知症カフェ」「介護カフェ」やサロン等の地域のコミュニケーションの場づくりに、地域包括支援センター等と連携して積極的に活動展開する

⑤　東久留米前沢の空きスペース借りが終了するため、事務所内で準備会を継続する

⑥　「くらしの相談室」の構想を実現するために、これまで退職された方や退職予定のケアマネジャー、まちづくり事業に賛同する方々に集まっていただき、「くらしの相談室」の実現に向けて意見交換を行っていく

⑦　運動グループと連携し、生活クラブ運動グループ地域協議会のメンバーとして活動に参加し、協力して住みやすい地域づくりに貢献する

⑧　ＡＣＴ運動グループや生活クラブ生協、他団体への講師派遣をする
　・ＡＣＴ運動グループで主催する初任者研修への講師派遣に協力する

Ｖ．調査･研究事業について

利用者や家族の視点に立ち、在宅や地域で誰もが孤立することなく「在宅介護」「ケアラー支援」の体制が充実するように地域包括ケアシステムの推進状況を点検する

次期の介護保険制度改正や報酬改定への政策提案をＡＣＴ運動グループ協議会と介護の崩壊をさせない実行委員会、他団体と連携し推進する

①　介護保険改正の論議に挙がることが想定されるケアプランの有料化等、利用者や家族にとって不利益な問題と将来への不安を感じている介護現場の声を届ける政策提言等の活動を進める

②　上記を踏まえて「院内集会」「介護の日フォーラム」に参加する

③　法人機関紙の連続テーマである「介護保険制度改定から見えること」を通して周知・広報する

活　動　予　算　書

［税込］（単位：円）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　自 2023年 4月 1日　至 2024年 3月31日

	介護保険事業	障害支援事業	まちづくり事業	調査研究事業		
【経常収益】						
【受取会費】						
正会員受取会費			110,000			
賛助会員受取会費			10,000		120,000	
【事業収益】						
介護保険事業(介護)	164,055,430					
介護保険事業(特定)	20,276,663					
介護保険事業(予防)	12,988,728					
介護保険事業(認定)	438,240					
障害相談支援事業		4,709,000			202,468,061	
【その他収益】						
受取　利息	800					
雑　収　益	10,000		30,000		40,800	
経常収益　計						202,628,861
【経常費用】						
【事業費】						
（人件費）						
給料　手当(事業)	120,983,423	14,953,007				
役員　報酬(事業)	1,667,796		1,045,404			
退職給付費用(事業)	2,524,000					
法定福利費(事業)	16,474,609					
福利厚生費(事業)	5,358,800					
人件費計	147,008,628	14,953,007	1,045,404		163,007,039	
（その他経費）						
まちづくり費(事業)			450,000			
印刷広報費(事業)	1,060,000					
会　議　費(事業)	20,000					
旅費交通費(事業)	665,000					
通信運搬費(事業)	4,463,000	77,000				
器具備品費(事業)	2,200,000					
消耗品　費(事業)	1,310,000					
保守修繕費(事業)	930,000					
水道光熱費(事業)	1,450,000					
地代　家賃(事業)	7,702,596	198,000				
賃　借　料(事業)	98,032					
減価償却費(事業)	0					
保　険　料(事業)	447,000					
諸　会　費(事業)	251,000					
交　際　費(事業)	170,000					
租税　公課(事業)	11,000					
研　修　費(事業)	360,000					
支払手数料(事業)	570,000					
支払寄付金(事業)	6,000					
雑　　費(事業)	255,000					
その他経費計	21,968,628	275,000	450,000	0	22,693,628	
事業費　計					185,700,667	
【管理費】						
（人件費）						
給料　手当(管理)	7,020,200					
役員　報酬(管理)	600,000					
退職給付費用(管理)	168,000					
法定福利費(管理)	960,957					
福利厚生費(管理)	291,390					
人件費計	9,040,547	0	0	0	9,040,547	

活　動　予　算　書

［税込］（単位：円）

ＮＰＯ法人ＡＣＴ・人とまちづくり　　自 2023年 4月 1日　至 2024年 3月31日

		介護保険事業	障害支援事業	まちづくり事業	調査研究事業		
（その他経費）							
顧　問　料(管理)	850,000						
諸　謝　金(管理)	140,000						
印刷広報費(管理)	443,000						
会　議　費(管理)	54,000						
旅費交通費(管理)	20,000						
通信運搬費(管理)	341,680						
器具備品費(管理)	600,000						
消耗品　費(管理)	180,000						
保守修繕費(管理)	158,000						
水道光熱費(管理)	132,000						
地代　家賃(管理)	906,000						
賃　借　料(管理)	30,000						
事務委託費(管理)	1,214,400						
減価償却費(管理)	0						
保　険　料(管理)	160,007						
諸　会　費(管理)	49,500						
交　際　費(管理)	3,000						
租税　公課(管理)	1,267,000						
支払手数料(管理)	66,500						
研　修　費(管理)	30,000						
予　備　費(管理)	200,000						
雑　　費(管理)	19,000						
その他経費計	6,864,087	0	0	0	6,864,087		
管理費　計					15,904,634		
経常費用　計						201,605,301	
当期経常増減額						1,023,560	
税引前当期正味財産増減額						1,023,560	
当期正味財産増減額						1,023,560	
前期繰越正味財産額						61,574,100	
次期繰越正味財産額						62,597,660	

第 2 号議案【2023 年度予算の説明】

1.　年会費（まちづくり事業）

　　①　正会員受取会費　　2,000 円　×　55 人

　　②　賛助会費受取会費　1,000 円　×　10 人

2.　事業収益

(1)介護保険事業	164,055,430 円	特定加算	20,276,663 円	184,332,093 円
予防	12,988,728 円	認定	438,240 円	13,426,968 円
(2)障害支援事業				4,709,000 円
(3)まちづくり事業	雑収益（外部研修の講師派遣等）			30,000 円

経常収益　　202,628,861 円

3.　経常費用

(1)事業費・管理費

・役員 報酬総額　　合計　3,313,200 円

・法定福利費　労働保険料　2023 年度概算（料率変更により増額）　2,956,132 円

（2022 年度不足額 145,191 円含む）

・まちづくり事業費　100,000 円×2 居宅　50,000 円×4 居宅+事務局　450,000 円

(2)管理費

・顧問料　NPO としての活動を支援する専門家として契約を継続

＊税理士　對馬昭次氏　決算申告料　450,000 円

＊社会保険労務士　荒井真澄氏　400,000 円

・事務委託費

＊弁護士　浅野晋氏　（ACTサポートとして）　132,000 円

＊IT　ACTサポート　132,000 円

＊（株）のがもトータルプランサポート（会計記帳チェック）　400,400 円

＊広報　550,000 円

・租税公課　2022 年度法人税納付額（2023 年 5 月納付）　635,100 円

所得拡大促進税制（税額控除制度）により 42,690 円減額

※雇用者給与支給額が前年より 1.5%以上増加が対象（5.0%増加）

2023 年度消費税納付額（2022 年と同額見込計上）　626,900 円

・予備費　予備 PC 購入費、介護 20 年冊子作成分担金等　200,000 円

経常費用　　201,605,301 円

4.　**当期経常増減額（剰余金）**　　1,023,560 円

5.　管理費按分%

人件費　…　2023 年 4 月 1 日付職員人数按分

その他経費　…　2023 年 4 月 1 日付 40H 常勤換算按分

第 3 号議案

借入金限度額決定について

2023年度事業計画を実施するにあたり、借入金の限度額を2,000万円とします。

第 4 号議案

議案決議効力発生について

各号の決議の本旨に反しない範囲での字句修正を理事会に委任してくださるよう提案します。

特定非営利活動法人ＡＣＴ・人とまちづくり定款

第１章総則

（名　称）

第１条　この法人は特定非営利活動法人ＡＣＴ・人とまちづくりという。

（事務所）

第２条　この法人は主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

（目　的）

第３条　この法人はたすけあいの理念に基づき、広く一般市民を対象として、高齢になっても障がいをもっても自立した個人として尊厳を守り生きていくことができる社会を実現するために、福祉、介護、まちづくりに関する相談などを行い、福祉の増進と市民の協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）社会教育の推進を図る活動

（３）まちづくりの推進を図る活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業

（２）障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業

（３）まちづくり事業

（４）第４条の諸活動に関する調査・研究事業

（５）その他目的を達成するために必要な事業

第２章会員

（種　別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１） 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
（２） 賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）
第７条　会員の入会について、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
（１） 退会届の提出をしたとき。
（２） 本人が死亡したとき。
（３） 継続して１年以上会費を滞納したとき。
（４） 除名されたとき。

（退　会）
第１０条　会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（１） この定款または規則に違反したとき。
（２） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役員

（種別及び定数）
第１２条　この法人に、次の役員を置く。
（１） 理事　１０人以上１８人以内

（２） 監事　１人以上２人以内

２　理事のうち一人を理事長とする。

（選任等）

第１３条　理事及び監事は総会において選任する。

２　理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第２０条各号のいずれかに該当するものは。この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括して管理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること。

（２） この法人の財産の状況を監査すること。

（３） 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

（４） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べまたは理事会の開催を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後の最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　理事が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
２　監事については、第１項の各号の規定に該当した場合は総会の議決による。
３　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

（種別）
第１９条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２０条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２１条　総会は以下の事項について議決する。
（１） 定款の変更
（２） 解散及び合併
（３） 会員の除名
（４） 事業計画及び予算
（５） 事業報告及び決算
（６） 役員の選任及び監事の解任
（７） 役員の職務及び報酬

（８） 会費の額
（９） 資産の管理の方法
（１０）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４６条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（１１）解散における残余財産の帰属
（１２）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回開催する
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
（３） 監事が第１４条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第２３条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があった時は、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２４条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２５条　総会は、正会員の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
（総会での表決権等）

第２７条　各正会員の表決権は平等なものとする

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は第２５条の適用については総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印または署名しなければならない。

（理事会の構成）

第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３０条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３１条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３） 監事から第１４条第５項第５号の規定に基づき招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２号、第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３４条　理事会における議決事項は、第３２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第３５条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３６条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印または署名しなければならない。

第５章　資産

（資産の構成）

第３７条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）事業に伴う収益

（５）資産から生じる収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第３８条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第３９条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第６章　会計

（会計の原則）

第４０条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第４１条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第４２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（事業計画及び予算の変更）

第４４条　前条の規定にかかわらず、事業計画及び予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告および決算）

第４５条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

２　前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、会員のうち１０人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後、３カ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

（臨機の措置）

第４６条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（剰余金の処分）

第４７条　この法人の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この法人が、法第２５条第３項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、且つ、所轄庁に認証を得なければならない。

（１）　目的

（２）　名称

（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

（４）　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）

（５） 会員の資格の得喪に関する事項
（６） 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（７） 会議に関する事項
（８） その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９） 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の議決
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続き開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５０条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　解散時、この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５４条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５５条　事務局長および職員の任免は、理事長が行なう。

（組織および運営）

第５６条　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章　雑則

第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の事務所の所在場所は東京都西東京市泉町３丁目１２番２５号パスレル保谷２Ｆとする。

３　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　香丸眞理子

副理事長　　佐藤　英子

副理事長　　小宮　淳子

理事　　市川　裕子

理事　　坂本はるみ
理事　　鶴岡由美子
理事　　平井　静江
理事　　森　　純子
理事　　池口　葉子
理事　　大西由紀子
理事　　木村喜美代
理事　　末安　民生
理事　　服部万里子
監事　　和田安希代
監事　　清水　妙子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から２０１６年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４２条の規定かかわらず、この法人の成立した日から２０１５年３月３１日までとする。

５　この法人の成立当初の事業計画および収支予算は、第４３の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費　正会員（個人）　2,000 円
賛助会員（個人）1,000 円　（1 口以上）
賛助会員（団体）5,000 円　（1 口以上）

2022年4月～3月　居宅介護支援事業所別実績

① 介護度別ケアプラン数（累計）

事業所名	自治体	事業対象者	予防		要介護					合計	1カ月平均利用者数
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
せたがや	世田谷区 多摩市	12	100	157	717	620	422	276	158	2,462	205
ねりま	練馬区 中野区	12	81	82	656	540	288	232	87	1,978	165
きた	北区	0	269	290	836	479	304	303	56	2,537	211
まちだ	町田市	11	197	284	935	390	199	190	66	2,272	189
たま北	東村山市 小平市	46	326	505	870	559	236	108	94	2,744	229
にしとうきょう	西東京市	90	219	250	1,207	630	455	326	65	3,242	270
合計		171	1,192	1,568	5,221	3,218	1,904	1,435	526	15,235	1,269

② 認知症自立度Ⅱ以上のケアプランの割合　／　入退院加算件数（年間）

事業所名	自治体	3月単月利用者数	認知症自立度Ⅱ以上（3月単月）	認知症割合（%）	入退院加算（件）	
					入院	退院
せたがや	世田谷区 多摩市	188	57	30%	1	5
ねりま	練馬区 中野区	175	88	50%	0	3
きた	北区	175	119	68%	2	0
まちだ	町田市	186	101	54%	8	5
たま北	東村山市 小平市	232	108	47%	11	2
にしとうきょう	西東京市	226	110	49%	39	9
合計		1,182	583		61	24